市県民税の定額減税について

経済措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の市県 民税において定額減税が実施されることとなりました。

市県民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

○ 前年の合計所得金額が1,805万円以下の市県民税所得割の納税義務者

減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の市県民税において 1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(令和6年度分)

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税 「後」の税額が令和6年7月分~令和7年 5月分の11か月で均されます。

② 普通徴収 (事業所得者等の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。

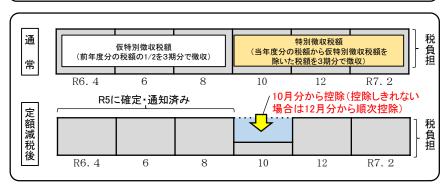
③ 公的年金等に係る所得に係る 特別徴収(年金所得者の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

※ただし、令和6年度から特別徴収が 開始(再開)される方は、令和6年6月分 の普通徴収税額から控除し、控除しきれな い場合は、8月分の普通徴収税額、10月分 以降の特別徴収税額から順次控除されます。







その他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は<u>内閣官房ホームページ「新た</u>な経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
 - (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)

小郡市